

様式第7号（第4-4-(1)関係）

第287回 静岡県開発審査会 会議録 要旨

日 時	令和7年5月22日(木) 14時00分から15時59分
場 所	県庁別館20階 第1会議室C
出席者 職・氏名	委 員 会長 中村 光央（法律） 杉山 和陽（経済）、豊田 浩子（経済） 小泉 祐一郎（都市計画）、立石 昌江（建築） 河合 恒一（公衆衛生）、影島 統子（行政） 事務局 静岡県土地対策課 鍋田課長他2名 焼津市 都市計画課 山田課長他4名
議 題	第1号議案 市街化調整区域内の開発行為について 大規模流通業務施設の建設に伴う敷地造成（焼津市） 報 告 1 包括承認基準に基づき許可した開発（建築）行為について 報 告 2 市街化調整区域内の開発（建築）行為の許可・廃止について
配布資料	静岡県開発審査会議案書

審議内容

1 第1号議案 市街化調整区域内の開発行為について
大規模流通業務施設の建設に伴う敷地造成（焼津市）

(1) 概要

処分庁である焼津市より、都市計画法第34条第14号の規定により付議された大規模流通業務施設の建設に伴う敷地造成について説明を受けた。本案件は、付議基準2「大規模流通業務施設」に適合する計画であるため、付議するものである。

(2) 質疑応答・意見

委 員 トラックの搬入搬出の時間帯については、基本的に朝と夕方は外れるということか。
処分庁 そのとおりである。
委 員 工事期間中の騒音対策については。

処分庁 工事時間の規制や低騒音の重機を用いる。なお、夜間と休日は騒音・振動を伴う作業はしない。

委員 地元住民への説明については。

処分庁 事業者が説明を行っており、音の問題やフェンス設置などの意見があった。

(3) 結果

審議の結果、共通基準及び付議基準２に適合していると認められることから、処分庁が許可することを適切とした判断を妥当とした。特に付する条件もなく、当該開発行為を原案通り承認した。

2 報告

(1) 包括承認基準に基づき許可した開発（建築）行為について

事務局から、静岡県開発審査会審議規程第７条第３項に基づき、以下のとおり報告した。

令和７年２月分・令和７年３月分の開発許可は４件、建築許可は133件。

ア 質疑なし

(2) 市街化調整区域内の開発（建築）行為の許可・廃止について

事務局から、静岡県開発審査会審議規程第６条第２項に基づき、以下の開発（建築）行為について処分庁が開発許可（廃止届）を行ったことを報告した。

（許可）

- ・ 小山町 令和６年11月28日（木）承認 介護医療院の建築
- ・ 藤枝市 令和７年１月23日（木）承認 優良田園住宅（２区画）
- ・ 藤枝市 令和７年１月23日（木）承認 優良田園住宅（14区画）
- ・ 藤枝市 令和７年１月23日（木）承認 優良田園住宅（３区画）
- ・ 磐田市 令和７年１月23日（木）承認 工場の建設に伴う敷地造成

（廃止）

- ・ なし

ア 質疑なし

3 予定した議案の審議が終わったことから閉会した。